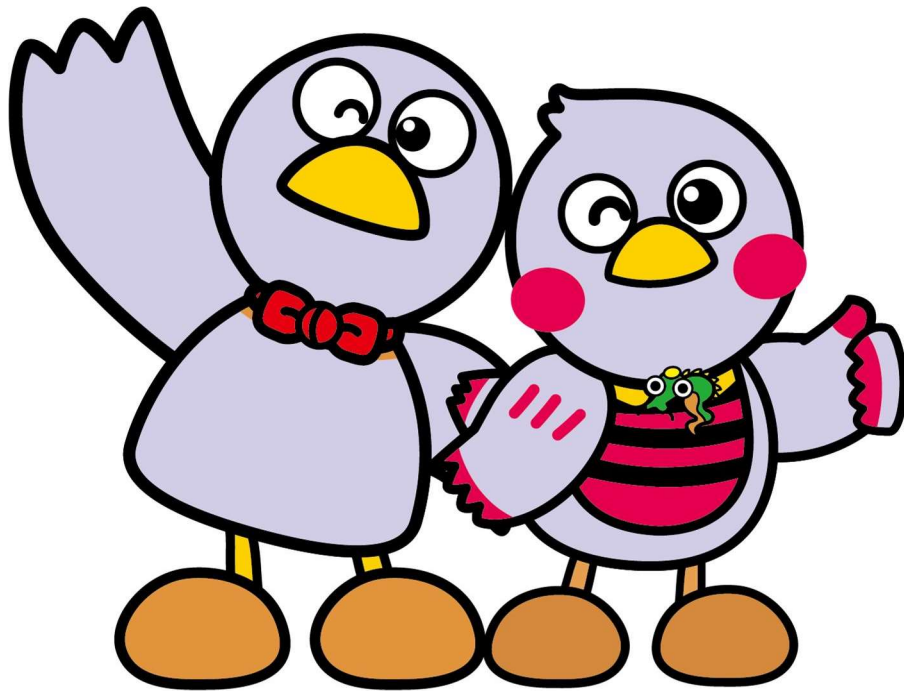


令和 6 年 度

埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会

資 料



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

令和 7 年 1 月 3 0 日（木）

埼玉会館 5 B 会議室

目 次

1	令和6年度事業結果(総括)	1
2	ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況	
(1)	保健医療部 薬務課	3
(2)	保健医療部 国保医療課	8
(3)	保健医療部 衛生研究所	9
(4)	福祉部 社会福祉課	11
(5)	地方独立行政法人埼玉県立病院機構	12
(6)	埼玉県後期高齢者医療広域連合	13
(7)	一般社団法人埼玉県医師会	14
(8)	一般社団法人埼玉県薬剤師会	15
(9)	埼玉県公的病院協議会	16
(10)	一般社団法人埼玉県病院薬剤師会	24
(11)	一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会	33
(12)	全国健康保険協会埼玉支部	39
3	令和7年度事業計画(案)	40
4	その他	
	・ 埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会設置要綱	41
	・ 埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会委員名簿	43
5	参考資料	
	・ ジェネリック医薬品の推移と目標	
	・ ジェネリック医薬品割合(都道府県別、市町村別)	
	・ 埼玉県ジェネリック医薬品モデル病院・採用リスト	

令和6年度事業結果(総括)

年 月 日	事 業 内 容	担当課所
会議の開催等		
令和7年 1月30日	埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会 (埼玉会館 5B会議室)	薬務課 (国保医療課・衛生研究所・社会福祉課・後期高齢者医療広域連合)
普及啓発【医療関係者向け】		
令和6年 4月30日	ジェネリック医薬品勉強会開催通知発送 ・令和6年8月27日 春日部市薬剤師会 ・令和7年2月27日 所沢市薬剤師会(予定)	薬務課
8月21日	ジェネリック医薬品研修会 ・高田製薬株式会社幸手工場において、医薬品製造の現状について聴講及び工場視察	薬務課 (埼玉県薬剤師会)
令和7年 1月	ジェネリック医薬品採用リストの更新	薬務課
2月	ジェネリック医薬品使用促進に関する病院訪問(予定)	協会けんぽ 埼玉支部、薬務課
通年	医療扶助における後発医薬品使用原則化に係る周知及び協力依頼 ・生活保護法指定医療機関に対し説明、指導、助言	社会福祉課
普及啓発【県民向け】		
令和6年 7月26日	一日薬剤師体験教室において、高校生に対し講義。	薬務課 (日本薬科大学共催)
9月	後期高齢者医療広域連合における普及啓発 ・ジェネリック医薬品を利用した場合の差額通知に、薬務課作成のリーフレットを同封して発送	後期高齢者医療 広域連合、薬務課

令和6年 12月27日～ 令和7年 1月2日	映画館 CM の上映 ・「イオンシネマ浦和美園(さいたま市)」 「シネティアラ21(熊谷市)」 「TOHO シネマズららぽーと富士見(富士見市)」において、映画本編が始まる前のCMで30秒の啓発動画を上映	薬務課
通年	国民健康保険における普及啓発 ・保険者(市町村・国民健康保険組合)が、被保険者に対して「ジェネリック医薬品希望カード・希望シール」及びジェネリック医薬品に切替えた場合の差額通知を送付 啓発資材の作成・配布 ・ジェネリック医薬品啓発リーフレット ・啓発資材(絆創膏)	国保医療課 (市町村) 薬務課
調査・検査・その他		
通年	後発医薬品品質情報提供等推進事業 後発医薬品品質確保対策事業 ・品質確認検査を実施 県内医薬品製造業者に対する監視指導 県の財政支援 市町村に対して、保険給付金等交付金を交付 保険者努力支援制度交付金を配分	衛生研究所 薬務課 国保医療課

※今年度中に実施する予定を含む。

ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

課・所名:保健医療部 薬務課①

事業名:会議の開催等

事業の概要

1 埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会

令和6年度実施結果

1 埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会の開催
・令和7年1月30日(木) 埼玉会館 5B会議室

令和7年度実施計画

1 埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会の開催
令和8年1月予定 さいたま市内

事業名:ジェネリック医薬品使用促進に向けた啓発【医療関係者向け】

事業の概要

- 1 郡市歯科医師会、地域薬剤師会を対象とした勉強会の開催
- 2 汎用ジェネリック医薬品リストの更新
- 3 ジェネリック医薬品メーカーの工場視察

令和6年度実施結果

- 1 郡市歯科医師会、地域薬剤師会を対象とした勉強会の開催
 - ・令和6年4月30日 開催通知発出
 - ・令和6年度実績:令和6年8月27日 春日部市薬剤師会
令和7年2月27日 所沢市薬剤師会(予定)
- 2 汎用ジェネリック医薬品リストの更新
 - ・獨協医科大学埼玉医療センター、さいたま赤十字病院、県立がんセンター、県立循環器・呼吸器病センター、深谷赤十字病院、上尾中央総合病院、川口市立医療センター、国立病院機構埼玉病院の協力を頂いてリストを更新。
 - ・さいたま赤十字病院、県立がんセンター、深谷赤十字病院及び川口市立医療センターのジェネリック医薬品採用基準を掲載し、ホームページで公表。
- 3 ジェネリック医薬品メーカーの工場視察
 - ・高田製薬株式会社幸手工場において、医薬品製造工場の視察を実施
令和6年8月21日(水)実施 薬剤師:8名参加

令和7年度実施計画

- 1 郡市医師会、郡市歯科医師会及び地域薬剤師会を対象とした勉強会の開催
- 2 汎用ジェネリック医薬品リストの更新
- 3 ジェネリック医薬品メーカーの工場視察

事業名: ジェネリック医薬品使用促進に向けた啓発【県民向け】

事業の概要

- 1 リーフレット、啓発資材の作成・配布
- 2 県民向けの広報

令和6年度実施結果

1(1)リーフレットの作成・配布

- ・リーフレット:30,000枚作成
- ・薬局店頭等において配布

(2)啓発用資材の作成・配布

- ・啓発用絆創膏:20,000個作成
- ・今後、イベント等で配布予定

2(1)映画館用啓発CMの上映

- ・イオンシネマ浦和美園(さいたま市)

期間:令和6年12月27日～令和7年1月2日、動員数:13,900人

- ・シネティアラ21(熊谷市)

期間:令和6年12月27日～令和7年1月2日、動員数:12,000人

- ・TOHO シネマズららぽーと富士見(富士見市)

期間:令和6年12月27日～令和7年1月2日、動員数:7,341人

(2)埼玉県ホームページ等による広報

(3)高校生対象の一日薬剤師体験教室において、ジェネリック医薬品使用促進について紹介

令和6年7月26日 日本薬科大学

令和7年度実施計画

1 啓発資材等の作成・配布

2 県民向けの広報

(1)映画館用啓発CMの上映

(2)ホームページ等による広報

(3)一日薬剤師体験における講義

事業名:関係機関・団体との連携

事業の概要

- 1 全国健康保険協会(協会けんぽ)埼玉支部との事業連携
- 2 関係機関・団体への啓発資材等の提供
- 3 その他

令和6年度実施結果

- 1 ジェネリック医薬品使用促進に関する病院訪問
協会けんぽ埼玉支部及び関東信越厚生局と連携して病院に訪問し、埼玉県ジェネリック医薬品の使用割合等について情報提供を実施予定
・令和7年2月以降 訪問医療機関は調整中
- 2 関係機関・団体への啓発資材の提供
・市町村(国民健康保険担当課) リーフレット
・埼玉県薬剤師会 リーフレット、啓発用絆創膏
- 3 その他
・後発医薬品安心使用促進事業(厚生労働省委託事業)のアンケート調査及び後発医薬品(ジェネリック医薬品・バイオシミラー)のロードマップ対応状況に関する調査において、医療用医薬品の安定供給体制の確保を厚生労働省に要望
・安定供給に不安等のある情報が寄せられた医薬品について適宜、卸売販売業者を通じて流通状況等を照会し、必要に応じて医師会等の医療関係者に情報提供

令和7年度実施計画

- 1 全国健康保険協会(協会けんぽ)埼玉支部との事業連携
- 2 関係機関・団体への啓発資材等の提供
- 3 今後も機会を捉え、引き続き要望活動等を実施

事業名:県内医薬品製造業者等に対する監視指導

事業の概要

県内医薬品製造業者等に対し、適正な製造管理や品質管理のための基準であるGMP省令の遵守状況及び薬局等構造設備規則への適合等を確認することで、医薬品の安全・品質の確保を図る。

- 1 県内医薬品製造業者に対する立入調査
- 2 県内医薬品製造業者に対する無通告立入調査

令和6年度実施結果

1 県内医薬品製造業者等に対する立入調査

業許可更新時、一斉監視などの機会を捉え、立入を行い、GMP 省令の遵守状況、薬局等構造設備規則への適合等について確認。

・令和6年度(12月末時点) 立入調査件数 37件
(うち、GMP適合性調査件数 27件(再掲))

2 県内医薬品製造業者等に対する無通告立入調査

取り扱う医薬品の種類、製造工程の複雑さ、過去の立入調査の状況を踏まえたリスク評価を行い、優先度の高い業者に対し無通告立入調査を実施。

・令和6年度(12月末時点) 無通告立入調査件数 1件

令和7年度実施計画

- 1 県内医薬品製造業者等に対する立入調査の実施
- 2 県内医薬品製造業者等に対する無通告立入調査の実施

ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

課・所名:保健医療部 国保医療課

事業名:国民健康保険におけるジェネリック医薬品の使用促進

事業の概要

1 市町村・国民健康保険組合の取組

被保険者に対し、「ジェネリック医薬品希望カード・シール」の配布や、処方された薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減額を試算した利用差額通知を送付している。

2 県の財政支援

(1)ジェネリック医薬品の利用促進に係る郵送料について、市町村に対して保険給付費等交付金を交付する。

令和6年度実施結果

希望カード・シールの配布、差額通知送付の取組保険者数(見込み)

	カード	シール	差額通知
保険者数	6	66	68
(再掲)市町村	6	61	63
(再掲)組合	0	5	5

令和7年度実施計画

埼玉県国民健康保険運営方針(第3期・令和5年12月策定)では、令和11年(2029年)度にジェネリック医薬品数量シェアを全市町村80%以上とする目標を定めている。

目標達成に向けた取組として、市町村はジェネリック医薬品の使用促進のため、ジェネリック医薬品希望カード、希望シールの配布や利用差額通知を引き続き実施し、利用者や関係機関への周知広報、働き掛けに取り組むこととしている。

県は、市町村の取組を支援するため財政支援等を行うこととしている。

ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

課・所名： 衛生研究所 薬品担当①

事業名：後発医薬品品質確保対策事業

事業の概要

後発医薬品の品質に対する信頼性を高めるため、「医薬品・医療機器等一斉監視指導」の一環として、後発医薬品の製造業者等に対する立入検査を実施するとともに、市場流通している後発医薬品を検査して、一層の品質確保を図ることを目的としたものである。

当所においては、後発医薬品の品質を確認するための検査をしている。

令和6年度実施結果

抗てんかん薬19製剤の溶出試験を実施し、承認規格に適合するか確認した。

令和7年度実施計画

今後も当事業に基づき、後発医薬品の品質検査を実施していく予定である。

事業名:後発医薬品品質情報提供等推進事業

事業の概要

国立医薬品食品衛生研究所を主体とした「ジェネリック医薬品・バイオシミラー品質情報検討会」において、後発医薬品の品質に関する監視指導と学術的評価を連動させた一元的な品質確保を推進し、後発医薬品に対する信頼性の向上を図ることを目的としたものである。

品質に懸念等が示されている品目や市場流通品に検査の優先順位をつけ、体系的な品質確認検査の方針を決定し、当所が属する製剤試験ワーキンググループで試験検査を実施している。

令和6年度実施結果

催眠鎮静薬7製剤について、先発製剤と後発製剤の溶出挙動の同等性または類似性を確認した。

令和7年度実施計画

製剤ワーキンググループで選定された品目について、溶出性の評価や純度試験及び定量試験等適宜試験を実施していく予定。

ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

課・所名:福祉部 社会福祉課

事業名:医療扶助における後発医薬品使用原則化に係る周知及び協力依頼

事業の概要

・生活保護受給者に対する後発医薬品使用原則化の周知及び協力依頼

平成30年の生活保護法改正に伴い、生活保護受給者については、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めたものについては、原則として、後発医薬品を給付することとなっている。当課では、医療扶助における後発医薬品使用原則化について、関係各所への周知及び協力依頼を行っている。

令和6年度実施結果

医療扶助における後発医薬品使用原則化のチラシ配布(令和6年度計画:7医療機関)
生活保護法指定医療機関に対し、法に基づく個別指導を行っており、当該規定に関するチラシを配布し改めて説明を行うとともに、現場における事務の状況等についてヒアリングし必要に応じて指導・助言を行った。

令和7年度実施計画

生活保護の医療扶助における後発医薬品の使用割合(数量シェア)については、令和5年6月基金審査分において埼玉県全体で89.6%(全国88.2%)となっており、令和4年6月審査分の87.9%からの伸び分は、1.7倍の微増となった。

今後も、法に基づく個別指導等を通じ、生活保護法指定医療機関及び関係各所に対する周知及び協力依頼を行っていく予定である。

ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

課・所名:地方独立行政法人埼玉県立病院機構

事業名:後発医薬品採用の推進

事業の概要

1 後発医薬品採用の推進

令和6年度実施結果

1 後発医薬品の数量シェア

	令和5年度 (10月末)	令和6年度 (10月末)	前年度同時期 との比較
循環器・呼吸器病センター	92.4%	94.6%	+2.2%
がんセンター	94.0%	92.2%	-1.8%
小児医療センター	83.1%	79.2%	-3.9%
精神医療センター	77.0%	84.1%	+7.1%

令和7年度実施計画

地方独立行政法人の中期計画（令和3～7年度）において、後発医薬品の割合の目標値を定めている。

後発医薬品の割合（数量ベース）	令和元年度実績	令和7年度目標
循環器・呼吸器病センター	94.0%	90.0%
がんセンター	91.8%	93.0%
小児医療センター	72.7%	75.0%
精神医療センター	64.9%	80.0%

ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

課・所名: 埼玉県後期高齢者医療広域連合

事業名: ジェネリック医薬品利用差額通知の送付

事業の概要

被保険者のレセプトデータを分析し、現在使用している先発医薬品の自己負担額と比較して、一定金額以上の削減が見込まれる被保険者に対し、ジェネリック医薬品を利用した場合の軽減可能額を通知することにより、被保険者の自己負担額の軽減や後期高齢者医療における医療費の適正化を図る。

令和6年度実施結果

ジェネリック医薬品利用差額通知送付件数 ⇒ 80,344通

(R5: 85,711通)

令和6年度は削減可能額50円以上の被保険者を対象とした。(令和5年度は100円以上)

差額通知発送後の令和6年10月分及び11月分の調剤状況に基づき、効果測定を実施する。令和6年度については、効果測定中。

以下、令和5年度効果測定結果

- ・通知対象者の切替率(11月分) ⇒ 42.1%(R5)
- ・数量シェア(11月分) ⇒ 82.4%(R5)
- ・削減効果額(10～11月の平均) ⇒ 57,873,656円(R5)

令和7年度実施計画

令和7年9月末送付を予定。

数量シェア80%以上は令和4年度に引き続き令和5年度も達成した。医療費適正化計画の新たな政府目標では、バイオ後続品など新たな要素が追加されており、具体的な数値目標等決定次第早期に対応できるよう準備していきたい。

ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

団体名: (一社) 埼玉県医師会

事業名: 会員向け周知・会議への参加等

事業の概要

- 1 医療用医薬品の供給不足についての周知(会員向け)
- 2 医療用医薬品の不安定供給による適正使用についての周知(会員向け)

令和6年度実施結果

令和7年度実施計画

- 1 埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会への参加
- 2 ジェネリック医薬品等の不安定供給が解消されるように要望

ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

団体名: (一社) 埼玉県薬剤師会

事業名: ジェネリック医薬品使用促進に向けた啓発【県民向け】

事業の概要

- 1 リーフレット、啓発資材の配布
- 2 県民向けの広報

令和6年度実施結果

- 1 埼玉県で作成した三つ折りリーフレット 600 部、絆創膏 70 部を 37 地域薬剤師会へ送付し、会員店舗で配布
- 2 ①10 月 17 日～10 月 23 日の薬と健康の週間の期間及び、市町村や地域薬剤師会が開催した健康まつりにおいて、リーフレット等活用し、参加した県民に啓発活動を行った。
②本会 HP の「薬局に必要な掲示物」に本会が作成したポスター『ジェネリック(後発)医薬品を正しく選びましょう』を掲載し、ダウンロードしてもらい店頭に貼付した。

令和7年度実施計画

- ・薬と健康の週間(10 月 17 日～10 月 23 日)や、市町村や地域薬剤師会で開催する健康まつりにおいて、医薬品を正しく使用することの大切さ、そのために薬剤師が果たす役割の大切さを一人でも多くの方に知ってもらう啓発活動とあわせ、ジェネリック医薬品についてもリーフレット等を用い啓発活動を行う。
- ・地域薬剤師会において、一般市民対象の「お薬についての勉強会」等の講演等時に、リーフレット等用いて啓発活動を行う。

ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

団体名:埼玉県公的病院協議会①(さいたま市立病院)

事業名:後発医薬品使用促進に向けた広報【患者さん向け】

事業の概要

- ・後発医薬品の理解促進に向けたポスターを院内掲示する。
- ・調剤の際に、患者さんに後発医薬品についての説明を行う。

令和6年度実施結果

外来フロアの掲示板に後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいるポスターを掲示した。
また、院内処方時には、後発医薬品とはどのようなものか、以下の3つのポイントについての説明を行った。

- ・安価で経済的である
- ・効き目や安全性は先発薬品と同等である
- ・欧米では広く使われている

それにより、5月からは後発医薬品置換率が90%以上となり、「後発医薬品使用体制加算1」の基準を満たすことができた。

令和7年度実施計画

ポスターの掲示を継続する。

事業名:後発医薬品採用品目の増加の取組み

事業の概要

年2回、新たに薬価収載される後発品、また適応症が拡大した後発品について効能効果・供給体制等踏まえ薬事委員会にて審議し積極的に変更する。

令和6年度実施結果

先発医薬品から後発医薬品への変更は新規収載品等で行う事が出来たが、逆に供給不足や販売停止により先発品に変えざるを得ない薬品もあった。

令和6年度実施計画

今後も継続的に後発品への変更を行っていく。

事業名:後発品採用品目の増加の取組み

事業の概要

後発品選定は薬剤部が主体となり、診療科と調整し薬事委員会にて採用決定している。

令和6年度実施結果

後発医薬品使用率(数量ベース)95%を超えているため、R6.4～10 での変更品目は6品目と少ないが、バイオシミラー製剤も含め積極的に変更している。

令和7年度実施計画

後発品置き換え率(金額ベース)で65%以上をキープする。

令和6年10月時点で、74. 1%

事業名:後発医薬品採用の推進

事業の概要

後発医薬品採用の推進(小児医療センター)

- 薬事委員会で審議した医薬品を後発医薬品に変更している。医療安全上の課題や小児薬物療法の特
性(小児適応や小児用剤形の有無、味覚や溶解性等の製剤上の留意点)を勘案すると、単純に後発
医薬品に変更することは難しい。また、後発品に変更後も、先般の供給不安により先発品に戻る品目
や新規取引が不可の製品も多い。
- 院外処方では医師の指示による後発品変更不可を除き、調剤薬局と患者で相談のうえで後発品変更
可という対応としている。
- 当院は病院機能の特性から、後発医薬品のない先発医薬品の採用が多く後発医薬品使用体制加算
の算定が難しいため、薬価差の大きい薬剤を優先して変更している。

令和6年度実施結果

後発医薬品の数量シェア

	令和5年度 (10月末)	令和6年度 (10月末)	前年度同時期 との比較
小児医療センター	83.1%	75.5%	-7.6%

令和7年度実施計画

地方独立行政法人の中期計画(令和3～7年度)において、後発医薬品の割合の目標値を定め
ている。

後発医薬品の割合(数量ベース)	令和元年度実績	令和7年度目標
小児医療センター	72.7%	75.0%

事業名:ジェネリック医薬品使用促進についての取組(深谷赤十字病院)

事業の概要

- ・薬事委員会(薬剤部)主導で後発医薬品(BS 含む)を採用している。
 - ①AG の積極的採用
 - ②アドヒアランス向上に寄与する剤形を採用
 - ③6 月、12 月には必ず GE 新規品目を採用
 - ④BS は新薬と同様の手順踏んでおり、診療部と協議し切り替えを実施している。
- ・一般名処方対象薬剤を拡大(マスター整備)
- ・患者向け GE・BS 使用促進を実施(ポスター掲示・HP 掲載)
- ・院外薬局との PBPM 締結による GE 変更促進

令和6年度実施結果

令和6年6月～10月の実績

	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
使用割合	95. 4%	96. 2%	95. 6%	94. 8%	96. 7%
カットオフ値	53. 6%	56. 6%	56. 6%	55. 5%	56. 2%

令和7年度実施計画

今年度の取組を継続していく。

事業名:薬剤部主導による先発医薬品から後発医薬品への切り替え

事業の概要

- ・6月および12月に薬価基準追補収載される後発品医薬品への切り替えを推進する
- ・院内で定めている後発医薬品採用基準を満たし、機能評価係数Ⅱの後発医薬品係数または後発医薬品採用率(基準薬価単位ベース)への寄与度が高い薬剤がある場合は切り替えを検討する。

以下の項目を主な目的とする。

機能評価係数Ⅱの後発医薬品係数の増加、一般名処方加算の取得、薬品購入費の削減

令和6年度実施結果

- ・令和6年6～8月に後発医薬品への切り替えに関する検討、選定会議、診療部門へ提案、承認および決裁を行い、18品目の一斉切り替えを実施した。
- ・令和6年12月～令和7年2月に後発医薬品への切り替えに関する検討、選定会議、診療部門へ提案、承認および決裁を行い、20品目程度の一斉切り替えを実施する予定。

令和7年度実施計画

- ・令和6年度と同様に年2回、計30～40品目の一斉切り替えを検討する。

事業名:ジェネリック医薬品使用促進

事業の概要

啓発資材を院内掲示し、患者さんへの啓蒙活動を行う。

病院内の採用医薬品については、選定療養対象薬を考慮し、医薬品の流通に問題がなければ、積極的に採用医薬品を後発医薬品へ切替えを行う。

令和6年度実施結果

【後発医薬品使用割合（数量ベース）】

令和6年4月 77.8%

令和6年5月 84.3%

令和6年6月 90.7%

令和6年7月 88.1%

令和6年8月 90.4%

令和6年9月 89.7%

令和7年度実施計画

今後、電子処方箋の導入も検討しており、外来処方においては、一般名処方の品目を拡大していくと共に、流通状況を確認しながら、ジェネリック医薬品の採用促進を継続していく予定である。

事業名:ジェネリック医薬品使用促進に向けた啓発【医療関係者向け】

事業の概要

- 1 院内薬剤師を対象とした勉強会の開催
- 2 後発医薬品の比較検討・薬事委員会へ提案

令和6年度実施結果

- 1 院内薬剤師を対象とした勉強会の開催
令和6年10月9日 東和薬品の品質と安全性の取り組み
- 2 後発医薬品の比較検討・薬事委員会へ提案
令和5年度18品目

令和7年度実施計画

- 1 院内薬剤師を対象とした勉強会の開催
- 2 後発医薬品の比較検討・薬事委員会へ提案
- 3 後発医薬品使用体制加算1(入院初日)(90%以上)を維持

ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

団体名: (一社)埼玉県病院薬剤師会①(さいたま市立病院)

事業名: ジェネリック医薬品使用促進についての取組(さいたま市立病院)

事業の概要

以下の選定条件に基づき、後発医薬品候補の選定を行い薬事委員会で審議を行い院長の承認を得て、後発品への切り替えを行う。

- ・安定的に供給が可能である事。
- ・速やかに医薬品情報を提供できること。

令和6年度実施結果

採用条件を満たした薬品を候補とし薬事委員会にて審議している。
数量ベース 90%以上を継続的に保てるように薬剤科で変更薬品の提案している。

令和7年度実施計画

令和6年度の方針を継続する予定です。

事業名:ジェネリック医薬品使用促進についての取組(さいたま赤十字病院)

事業の概要

- ・年に2回(9月2月)、GE・BSの切替えを実施

対象

- ・新規薬価収載のGE・BS
- ・高額医薬品
- ・後発率に影響の大きい薬剤
- ・他使用量が多くまだGEに切り替えていないもの
- ・長期収載品

方法

- ①全診療科部長にアンケートを行い、半数以上の賛成および主要診療科に確認
 - ②供給確認
 - ③点数化
 - ④薬事委員会にて審議、採用
 - ⑤院内はGEへ切替え院外は一般名処方とする(ただし、BSは先発・BS院外処方可能)
- ・共同購入に参加し、結果が出次第、不定期に切替えを実施
 - ・新規採用時にすでに後発医薬品がある場合は、比較検討し、後発医薬品を採用
 - ・患者向けGE使用促進ポスターの掲示(ジェネリック医薬品の切り替え)

令和6年度実施結果

令和6年9月に第1回目のGE切替え実行(10品目)。その他共同購入(2品目)や供給不良に伴う切替えを実施。

令和7年2月に第2回目のGE切替え予定(12品目予定)。

令和6年度実施計画

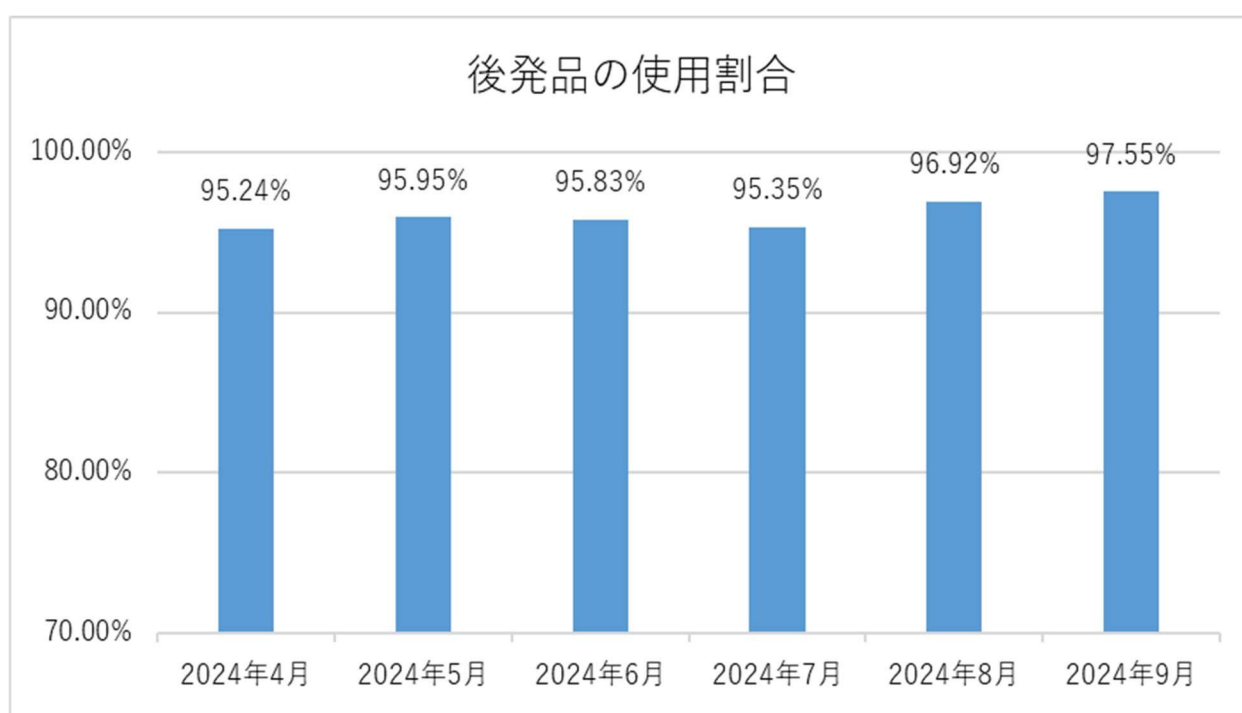
令和6年度の内容を継続。

事業名:ジェネリック医薬品使用促進についての取組(彩の国東大宮メディカルセンター)

事業の概要

- ・院外処方せんは一般名処方(選定療養制度にも対応済み)にしている。
- ・先発品採用品は、薬事審議会で積極的に後発品への変更を実施。
バイオシミラーに関しても、基本適応を確認して変更を実施。
- ・後発品採用薬に関しては門前の薬局と取り扱いメーカをそろえるようにし、
患者の理解を得るように協力をしている。
- ・当院採用品以外の持参薬等があった場合も臨時購入で後発品を購入している。
- ・患者向け後発品使用促進ポスターの掲示(ジェネリック、バイオシミラー医薬品の切り替え)しています。

令和6年度実施結果



令和7年度実施計画

継続的に、後発品を薬事委員会にて薬剤師主導で変更して行く。
そのためにも、患者が、何度も取り扱う後発品メーカが変更しない様に安定供給のできる製薬メーカの選定を行っていく。

事業名:ジェネリック医薬品使用促進についての取組(埼玉県立小児医療センター)

事業の概要

1)年に6回開催する薬事委員会で承認した医薬品について後発医薬品へ変更している。

医療安全上の課題や小児薬物療法の特性(小児適応や小児用剤形の有無、製剤の味覚や溶解性など)を勘案すると、単純に後発医薬品に変更することが難しい。

また、後発品に変更後も、先般の供給不安(停止・制限)により先発品に戻る品目、そもそも後発品の新規取引が不可という品目も多い。

2)院外処方においては、一部の医師の指示による後発品変更不可を除き、薬局と患者で相談のうえで後発品変更可という対応にしている。

3)当院は、病院機能の特性から、後発医薬品のない先発医薬品の使用量が多く、「後発医薬品使用体制加算」の算定が不可能であるため、薬価差を考慮しながら薬剤を変更している。

令和6年度実施結果

薬事委員会年6回のうち、報告時点で4回開催し、7品目を変更した。

令和6年度実施計画

現在の電子カルテシステムでは、院外処方せんへの一般名処方に対応していないため、次回電子カルテ更新時に、ベンダーメーカーが対応していれば一般名処方への移行を進める。

事業名:ジェネリック医薬品使用促進についての取組(上尾中央総合病院)

事業の概要

- ・院外は一般名処方になっている。
- ・10 月から開始された選定療養費制度を機会に、後発医薬品の使用が加速した。
- ・院内処方、法人本部の共同購入に基づき積極的な後発品を採用するように、薬事委員会に提案している。

令和6年度実施結果

- ・8～10 月の 3 か月平均の後発医薬品の割合(数量ベース)は 93.91%、カットオフ値 51.96%、臨時的カットオフ値 57.65%である。
- ・8～10 月の 3 か月平均の院外処方せんの発行数に対する一般名処方加算の処方箋発行数は 75.5%である。

令和7年度実施計画

既存の体制を継続し、積極的な後発医薬品を採用する。

事業名:ジェネリック医薬品使用促進についての取組(西部総合病院)

事業の概要

- ・後発医薬品使用体制加算を加算2から加算1の取得。
- ・ジェネリック医薬品を病院内で安定的に供給使用できるように情報の収集など卸業者と医薬品メーカーとの連絡を密にする。
- ・持参薬終了後、院内採用薬に切り替えが困難な場合はジェネリック医薬品があれば購入の候補にあげて検討しております。

令和6年度実施結果

- ・令和5年度より、薬剤科から後発医薬品の切り替え候補を選定・提示し、薬事委員会及び病院の承認を得て切り替えを行っています。
- ・2～4ヶ月ほど時間をかけてジェネリック医薬品への切り替えを行い、後発率を90%以上とし、令和6年度下期より後発医薬品使用体制加算の加算1を取得。現在、継続的に加算維持のために取り組んでいます。

令和7年度実施計画

令和6年度の実施計画を継続して取り組んでいきます。

事業名:ジェネリック医薬品使用促進についての取組(川口市立医療センター)

事業の概要

- ① 後発医薬品がある薬剤については、原則として一般名処方としている。
- ② 院内採用薬・院外採用薬ともに、後発医薬品がある薬剤については後発医薬品を採用するよう積極的に切り替えをこれまで行っており、現在も継続している。薬価単位ベースでの採用率は90%以上を維持している。
- ③ バイオ後続品についても上記と同様の取り扱いとし、バイオ後続品への採用切り替えを積極的に実施している。
- ④ 後続品・バイオ後続品と先発品の適応症が一致しない場合にのみ、先発品の使用を認めている。それ以外については、後続品・バイオ後続品のみを採用とし、先発品の使用は認めていない。
- ⑤ 院内各所に、患者さん向けの後発医薬品・バイオ後続品の使用推進ポスターを掲示し、当院での取り組みについて周知している。

令和6年度実施結果

- ① 年2回の後発医薬品の一斉発売(薬価収載)の時期に合わせて、薬剤部が主導して採用薬の後発医薬品・バイオ後続品への採用切り替えを実施している。
- ② 後発医薬品の薬価単位ベース使用量での採用率は92～94%で推移している。
- ③ 製品の供給不安定や適応症の追加等の理由により、採用している後発医薬品やバイオ後続品のメーカー変更や採用する包装変更等を適宜実施した。

令和7年度実施計画

- ① 年2回の後発医薬品の一斉発売(薬価収載)の時期に合わせて、薬剤部が主導して採用薬の後発医薬品・バイオ後続品への採用切り替えを今後も継続して実施する。
- ② 後発医薬品の薬価単位ベース使用量での採用率を90%以上で維持する。

事業名:ジェネリック医薬品使用促進についての取組(蕨市立病院)

事業の概要

下記の手順に沿って後発化を進めている。

令和6年度実施結果

ジェネリック医薬品への変更の流れ

- ① 薬剤科で対象品目を選出する
- ② 対象品目のジェネリック医薬品を、薬剤科で数種類に絞ったうえで比較表を作成し、推奨品を示して医局に一定期間掲示し医師の意見を求める
- ③ 医師からの意見も踏まえ薬事委員会で審議する

課題

DPC導入病院ではないうえに外来処方を院内で調剤しているため、費用削減のメリットより薬価差益減少のデメリットが上回ってしまい、ジェネリック医薬品の使用に積極的になりにくい。医薬品の供給不足により、先発医薬品に戻した品目もある。

令和7年度実施計画

令和6年度の実組みを継続する。

事業名:ジェネリック医薬品使用促進についての取組(幸正会岩槻南病院)

事業の概要

下記の取組みについて実施

令和6年度実施結果

- 1)院外処方せんは一般名処方になっている。
- 2)院内採用品は、随時可能な範囲で GE に変更している。
 - ・89.4%(令和5年度 GE 使用割合)
 - ・薬事委員会(2 か月に1回開催)で採決決済後、院内周知し GE へ採用変更
 - ・注射薬で薬価の比較的安価なもので、長期先発医薬品を採用しているものに関しては投与する看護師等への混乱を避けるためあえて先発品で採用続けているものも一部ある
- 3)患者向け GE 使用促進ポスターの掲示(ジェネリック医薬品の切り替え)

令和7年度実施計画

上記継続していく

ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

団体名: (一社)埼玉県医薬品卸業協会①

事業名: ジェネリック医薬品数量シェア分析結果の周知

事業の概要

1. ジェネリック医薬品数量シェア分析結果の周知

日本ジェネリック製薬協会(GE薬協)調査・発表の四半期毎のジェネリック医薬品(GE医薬品)の数量シェア分析結果(年4回第1Q～第4Q)を理事会にて、及び協会員各社に周知し、また、政府計画に対する実績検証。

令和6年度実施結果

1. 令和6年 11 月 14 日(木)開催 協会理事会 さいたま市産業振興会館

ジェネリック医薬品数量シェア分析結果の周知

令和5年度及び令和6年度第1四半期の数量シェア…資料1

(参考資料)令和4年度数量シェア…資料2

(ジェネリック医薬品供給の現状)

- ・卸MSは現在も変わらず自分の担当している得意先へ何とか届けるため、毎日割振りを実施しており、多くの時間を費やしている。ピーク時と比較し、ある程度改善がみられる。
- ・出荷調整品の量自体は少し減ってきてはいるが、毎日直接MSIに連絡が入り、依然として業務の妨げとなっている。また、内勤者も多くの時間を費やしている。
- ・供給できないのなら卸は必要ない等々、MSや内勤者へ恫喝される事例も発生している。

令和7年度実施計画

1. 政府目標に対応すると同時に、安定供給に資するよう対応していく。

(中医協、流改懇等の議論に注視し、安定供給の早期回復実現を期待)

(安定供給に関し)

- ・一部改善がみられる商品もあるが、全体的には変わりがない。10月からの選定療養に関し、GEメーカーが独自の資料等を作成し積極的に動いているが、商品流通に不安を感じている得意先が多い。
- ・今年度も年4回(3ヶ月に1回)、協会員各社から供給状況調査を実施し、安定供給に資するよう、情報共有を行う。

事業名:後発医薬品の品質確保対策に係る医薬品の品質検査

事業の概要

1. 後発医薬品の品質確保対策に係る医薬品の品質検査への協力…資料3

令和6年度実施結果

1. 令和6年3月 厚生労働省 医薬局 監視指導・麻薬対策課より
令和4年度「後発医薬品品質確保対策事業」検査結果報告書受理
協会理事会において、詳細説明実施。令和4年度においては、適合率 100%であった。
2. 埼玉県からの検体提供依頼への対応
検体提供期間 : 令和6年7月1日～9月30日

令和7年度実施計画

1. 厚生労働省 医薬局 監視指導・麻薬対策課長からの当該事業協力依頼にしっかりと
対応していく。

令和 6 年 9 月 27 日

各 位

日本ジェネリック製薬協会（GE 薬協）

ジェネリック医薬品数量シェア分析結果について

標記について、以下のとおりまとまりましたのでご案内申し上げます。

■令和 6 年度第 1 四半期（令和 6 年 4 月～同 6 月）の
ジェネリック医薬品（GE 医薬品）の数量シェア分析結果（速報値）

第 1 四半期の数量シェア
83.5%

【参考】

（1）四半期ごとの GE 医薬品数量シェア分析結果の推移 [速報値]

期間	令和 5 年度			
	第 1Q	第 2Q	第 3Q	第 4Q
数量シェア	81.7%	82.2%	82.7%	83.4%

Q:四半期

（2）四半期ごとの GE 医薬品数量シェア分析結果[速報値]は、GE 薬協理事会社からの
出荷数量をもとに、IQVIA 社のデータを加え推計した値である。

（3）シェアの計算方法：

$$[\text{GE 医薬品のシェア}] = \frac{[\text{GE 医薬品の数量}]}{[\text{GE 医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{GE 医薬品の数量}]}$$

【照会先】

日本ジェネリック製薬協会
電話 03 3279 1890

令和 5 年 12 月 20 日

各 位

日本ジェネリック製薬協会（GE 薬協）

ジェネリック医薬品数量シェア分析結果について

標記について、以下のとおりまとまりましたのでご案内申し上げます。

■令和 5 年度第 2 四半期（令和 5 年 7 月～同 9 月）の
ジェネリック医薬品（GE 医薬品）の数量シェア分析結果（速報値）

第 2 四半期の数量シェア
82.2%

【参考】

（1）四半期ごとの GE 医薬品数量シェア分析結果の推移 [速報値]

期間	令和 4 年度				令和 5 年度
	第 1Q	第 2Q	第 3Q	第 4Q	第 1Q
数量シェア	79.8%	80.3%	81.2%	81.6%	81.7%

Q:四半期

（2）四半期ごとの GE 医薬品数量シェア分析結果[速報値]は、GE 薬協理事会社からの
出荷数量をもとに、IQVIA 社のデータを加え推計した値である。

（3）シェアの計算方法：

$$[\text{GE 医薬品のシェア}] = \frac{[\text{GE 医薬品の数量}]}{[\text{GE 医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{GE 医薬品の数量}]}$$

【照会先】

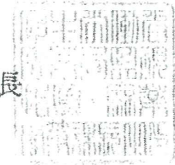
日本ジェネリック製薬協会
電話 03 3279 1890



医薬監麻発 0628 第 5 号
令和 6 年 6 月 28 日

一般社団法人日本医薬品卸売業連合会会長 殿

厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長



後発医薬品の品質確保対策に係る医薬品の品質検査について（協力依頼）

医薬品の品質確保につきましては、日頃より格段の御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成 19 年に公表された「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」（平成 19 年 10 月 15 日）に引き続き、平成 25 年 4 月に公表された「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」においても、品質に対する信頼性の確保が後発医薬品の使用促進のための課題として挙げられているところです。また、令和 3 年 6 月に「経済財政運営と改革の基本方針 2021」においては、後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性の確保を柱とし、官民一体で、製造管理体制強化や製造所への監督の厳格化、市場流通品の品質確認検査などの取組を進めるとされています。

このため、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、その信頼性の向上を図るという観点から、先発医薬品と後発医薬品との同等性を確保することを目的とし、今年度も、別添 1 のとおり、国及び都道府県において、医薬品・医療機器等一斉監視指導の事業として、市場に流通する医薬品の品質検査を実施することとしています。

なお、今年度においても、製造販売業者及び卸売業者の御負担の軽減並びに円滑な事業の実施を目的とし、一部の高額検体について、別添 2 のとおり、検体の買い上げを行うこととしました。

つきましては、本事業について、各都道府県担当者に対する検体の提供について、貴会会員の御協力をお願いいたします。



(別添1)

令和6年度医薬品・医療機器等一斉監視指導における
後発医薬品品質確保対策に係る医薬品の品質検査について

1 実施方法

(1) 対象品目

指定された成分を含有する医薬品
(先発医薬品及び同一規格の後発医薬品)

(2) 検体提供依頼先

卸売販売業者

(3) 検体提供依頼期間

令和6年7月1日～9月30日

(4) 提供を依頼する製品

検体提供依頼先が保管する製品(最終包装単位)

(5) 検体提供の依頼方法

検体提供については、各都道府県担当者より依頼する。なお、検体を受領した際、各都道府県担当者は、検体提供依頼先に対して、別紙様式(M)により受領書を交付することとしている。

2 結果の公表

検査結果については、インターネット等を通じて公表する。



ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

団体名: 全国健康保険協会埼玉支部

事業名: ジェネリック医薬品使用促進に向けた医療機関訪問
事業の概要 医療機関に対し、ジェネリック医薬品使用促進に向けた情報提供・意見交換を行う。
令和6年度実施結果
令和6年12月時点において、ジェネリック医薬品の供給問題があったため、ジェネリック医薬品使用促進に関する取り組みについては自粛している。 今後、関係機関と令和7年1月頃に集約される協会けんぽ加入者の医薬品使用状況に関するデータについて検証することを予定している。 また、個別の医療機関に対しジェネリック医薬品使用促進に向けた情報提供を予定している。
令和7年度実施計画
ジェネリック医薬品の供給状況に応じて、積極的な広報を再開するとともに、引き続き関係機関と連携し、ジェネリック医薬品の使用促進に向けた取組を行う。

令和 7 年度事業計画

事 業 内 容	担当課
1 研修会等	
(1) 勉強会 郡市医師会、地域薬剤師会等を対象とした勉強会の開催	薬務課
(2) 工場視察 ジェネリック医薬品メーカーの工場視察の実施	薬務課
2 普及啓発活動	
(1) 啓発資材の作成・配布 「薬と健康の週間」等の機会を捉えて、ジェネリック医薬品の普及啓発を実施	薬務課
(2) ジェネリック医薬品希望カード、希望シールの配布や利用差額通知の実施	国保医療課
(3) 映画館用啓発CMの上映 ジェネリック医薬品使用促進に関する映画館用啓発CMの上映	薬務課
(4) 一日薬剤師体験教室における講義	薬務課
3 その他	
(1) 汎用ジェネリック医薬品リストの更新 医薬品採用リストの更新	薬務課
(2) 医療機関等への働きかけを継続 協会けんぽと連携し、ジェネリック医薬品使用割合の低い医療機関等に対して個別訪問を行い、ジェネリック医薬品使用促進の協力依頼	薬務課
(3) 市町村への財政支援	国保医療課
(4) 医療機関への働きかけ 医療扶助におけるジェネリック医薬品使用原則化に係る事務の状況等のヒアリングを行う。	社会福祉課
(5) ジェネリック医薬品の品質確認検査を実施	衛生研究所
(6) ジェネリック医薬品の安定供給確保に向けた取組の推進 ・ 県内医薬品製造業者に対する監視指導の強化 ・ 薬機法改正の動向を踏まえた厚生労働省への意見提出・要望等	薬務課

※「1 研修会等」「2 普及啓発活動」については、医療用医薬品の安定供給状況を見極めながら、実施することとする。